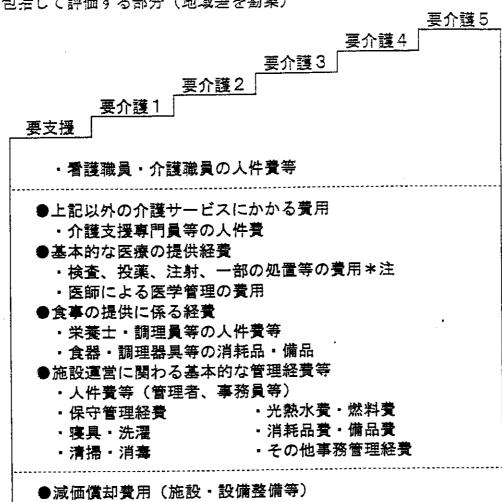
【短期入所療養介護の介護報酬設定のイメージとその構成要素】一たたき台ー

○ 包括して評価する部分(地域差を勘案)



*注 老人性痴呆疾患療養病棟にあっては、精神科専門療法以外が包括されている。ま た、診療所老人入院医療管理届出診療所及び老人保健施設にあっては、すべてが包括さ れている。

+

〇 加算(出来高等)

介護療養型医療施設及び老人保健施設の加算以外のもの

*・送迎加算(片道づつ評価)

*・利用者及び家族等に対する介護技術等の指導、援助等に対す る加算

<療養型病床群・介護力強化病棟>

	夏文援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護 4	要介護5
I 看護6:1 介護3:1	点	点	点	点	点	点
Ⅱ 看護6:1 介護4:1			,			
皿 看護6:1 介護5:1						
IV 看護6:1 介護6:1						

<老人性痴呆疾患療養病棟>

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護 4	要介護5
I 看護6:1 介護6:1	点	点	点	点	点	点
Ⅱ 看護6:1 介護8:1						

*Ⅱについては、経過的なもの

<診療所療養型病床群> Ⅱについては、経過的なもの

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
I 看護6:1 介護6:1	点	点	点	点	点	点
II 看護・介護 3:1*						

* ただし、そのうち1人については看護職員。 <診療所老人入院医療管理启出診療所> 経過的なもの

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
I 看護・介護 3:1*	点	点	点	点	点	点

* ただし、そのうち1人については看護職員。

<老人保健施設>

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
I 看護·介護 3:1	点	点	点	点	点	点
II 看護·介護 3.6:1						

注) Ⅱ (3.6:1) の報酬は、時限的な措置とする。

1 基本的な考え方

- 基本的な骨格 施設報酬と整合性をとり、職員体制別に評価してはどうか。
- 報酬の単位施設報酬と同様に、1日単位で評価。
- 短期入所は、入所者の状態が安定せず、処遇に手間がかかることから、施設報酬 で検討されている入所当初の加算相当について、包括部分に入れて評価してはどう か。

2 各種加算等の考え方

- 加算についても、施設報酬と同じ方向で整理してはどうか。ただし、短期入所であるため、退院時等における訪問や指導については、加算対象としないことでよいか。
- 出来高部分についても、施設報酬と同じ方向で整理してはどうか。
- *○ 送迎にかかる費用の加算

入院・入所時及び退院・退所時の送迎については、利用者等の選択により、利用者の家族等が自ら行う場合もあることから、一律に包括内で評価するのではなく、実施の有無で加算として設けてはどうか。

*○ 利用者及び家族等に対する介護技術等の指導、援助等に対する加算(新規) 利用者とその家族等が、宿泊をともにしながら在宅生活を送る上で必要な介護 技術等を習得するための技術指導等の経費等を加算として設けるかどうか。 設ける場合は、利用者のみ技術経費を加算することとし、家族からは、宿泊費 用も含め実費徴収とする。

短期入所にかかる診療報酬の現状等について

- 1 診療所:
 - ○診療所老人医療管理料
 - *地域加算を除いて出来高部分はなし

14日以内 1,094点(1日)

14日超

659点(1日)

- 2 老人保健施設:
 - ○短期入所ケア加算
 - 1日につき1,300円
 - 14日以内に家庭へ退所する者について算定
 - 例.入所者基本施設療養費(Ⅱ)を算定している場合 1日あたり、

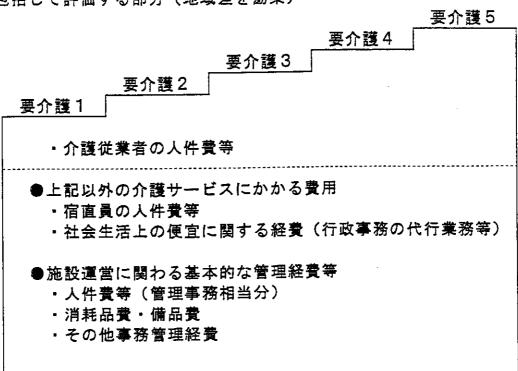
療養費(Ⅱ)/30 +短期入所ケア加算

9、628(円)+1,300(円)=10,928(円)

介護報酬設定等の考え方(案)

【痴呆対応型共同生活介護の介護報酬設定のイメージ】

O 包括して評価する部分(地域差を勘案)



(注)要介護度に応じた報酬上の評価については、要介護2、3を重点的に評価する設定とする。

+

〇加算等

※・入居時の加算

※印は、現行制度になく、新たに加算として設けるもの

[包括部分の設定イメージ]

		要介護3	要介護 4	要介護 5
点	点	点	点	点
}			:	

- 1 基本的な取扱い
 - 報酬の単位 1日単位とする。

2 加算の考え方

「介護報酬の主な論点と基本的な考え方」で検討すべきとされたもの

- 〇 入居時の加算
 - 入居時から一定(例えば1か月程度)の期間における施設への順応を援助する手間を評価し、初期加算を設けてはどうか。(介護保険施設並び)

3 その他

○ 他の居宅サービスの利用について 入居者へのサービス提供の一環として、通所介護や通所リハビリテーションを利用する場合には、事業者からこれらの通所サービスを提供する事業者に費用を支払うことでよいか。

介護報酬設定等の考え方(案)

【特定施設入所者生活介護の介護報酬設定のイメージ】

〇 包括して評価する部分(地域差を勘案)

要介護3 要介護4 要介護5 要支援 ・介護職員・看護職員の人件費等 ●上記以外の介護サービスにかかる費用 生活相談員の人件費 - 健康管理、機能訓練等経費 ●施設運営に関わる基本的な管理経費等(介護サービ スに係る部分のみ) 人件費等(管理事務相当分) ・消耗品費・備品費 その他事務管理経費

+

〇加算等

機能訓練体制加算

【包括部分の設定イメージ】

要支援	要介護1	要介護2	要介護3		要介護 5
点	点	点	点	点	点

1 要介護と要支援の報酬設定の考え方

要支援者については、在宅の要支援者に対するサービスとの均衡を考慮する必要があること、機能訓練等を重視する予防給付の考え方等から、要介護者より緩和した別途の人員配置としたところであるが、これに応じた介護報酬の設定として良いか。

※参考:特定施設の入員基準

要介護者の数:看護・介護 3:1 要支援者の数:看護・介護 10:1

2 機能訓練に関する加算の考え方

専門の機能訓練指導員を配置し、機能訓練の提供体制が強化されている場合は、その実施状況に応じて加算を設けてはどうか。

福祉用具賞与の介護報酬設定の考え方(案)

1 基本的な考え方

公定価格を設定せず、実際の賃貸の額を基本とする。

2 報酬算定の単位

原則として、歴月単位で算定。

3 その他の報酬面での評価

〇 搬入・搬出費等の評価

現在の相対契約では、搬入・搬出費等をレンタル期間最初の月に月々レンタル料とは区分して価格設定している場合があるが、介護保険の給付としては、要介護度に応じた支給限度額の枠内での利用となることから、特別の搬入・搬出費を除き、搬入・搬出費を月々のレンタル料に包括し平準化された費用について評価することとし、搬入・搬出費用を個別には評価しないこととしてはどうか。

但し、離島等の場合であって、他の訪問系サービスで移動に対する加算が認められる地域の利用者については、搬入・搬出に係る経費相当分を別途請求できることとしてはどうか。

〇 開始月及び終了月における一月未満の日数の取扱い

レンタルの開始月及び終了月において一月に満たない端数が生じることがあるが、用具の種類等によって異なるレンタル期間の計算方法を行っている実態を踏まえ、日割りや半月単位等の一律の基準を設けるのではなく、事業者の任意の計算方法の設定に委ねることとしてはどうか。

〇 長期間利用の場合等における賃貸価格の減額

2年間継続利用した場合にそれ以降の賃貸価格を半額とする等、事業者が一定 のルールを設けて賃貸価格を減額することを認めることは価格形成に市場原理を 働かせる上で有効であるが、利用者間の公平性の確保や介護サービス計画の作成 の実務を勘案すると、このようなルールが居宅介護支援事業者や利用者に対して 明確に示される必要がある。

介護報酬設定等の考え方(案)

(中度)

【居宅介護サービス計画費の介護報酬設定のイメージ】

○包括して評価する部分(地域差を勘案)

要介護1・2

要介護3~5 (重度)

要支援

(軽度)

- ●居宅介護支援にかかる費用 I (要介護度に応じて変動する経費) 継続的にサービス実施状況や利用者の状態を把握するための費用
 - 居宅サービス計画の変更管理等の給付管理業務・・・・別紙1
- ●居宅介護支援にかかる費用Ⅱ(必ずしも要介護度に対応しない経費) 初回及びその後の状態の変化に対応して臨機に生じる費用・・・別紙2
 - ・課題分析(アセスメント)業務
 - ・居宅サービス計画原案作成業務
 - サービス担当者会議業務
 - ・サービス実施状況等の継続的把握・評価業務
 - 再課題分析業務
 - その他、要介護者等ごとの居宅介護支援台帳の整備管理業務等
- ●運営に関わる基本的な管理経費等
 - 人件費等(管理事務相当)
 - ・交通費
 - 消耗品費
 - その他事務管理経費
- ●車両等の減価償却相当

【包括部分の設定イメージ】

	要支援	要介護1・2	要介護3~5
要介護者1人 1月当たり	点	点	点

1. 包括評価部分について

- (1) 居宅サービス計画の変更などの給付管理業務は、要介護度が高くなるに従い、一般的にはサービスの種類や量が多くなり、要介護度に比例して給付管理業務が複雑・多量となるものと考えられることから、要介護度に応じて3段階程度の設定をしてはどうか。
- (2) 課題分析(アセスメント)、居宅サービス計画原案作成のためのサービス担当者会 議、実状把握・評価等の業務は、要介護度よりも要介護者等の有する問題や解決すべ き課題(ニーズ)の複雑、困難さに対応するものと考えられる。

例えば、要介護度が低くても、状態が安定しない要介護者や家族介護者がたびたび 変更したり入院するなどして介護力が安定しない要介護者、問題行動のある痴呆性の 高齢者でたびたび調整を要するような場合、近隣やボランティアなどの組織化に労力 を要するような場合が想定される。

なお、このような業務は、臨機に発生するものであり、居宅サービス計画の変更等の程度も異なるので、これを個別に評価することはせず、むしろ居宅介護支援事業者が行う居宅介護支援全体を平均して、要介護者1人1月当たりで評価することが現実的ではないか。

2. 居宅介護支援事業者が月の途中で変更された場合、要介護者等が入院、転居、死亡な どした場合の取扱いについて

要介護者等は、月の途中であっても居宅介護支援事業者との契約を解除することができ、この場合には同月中に複数の居宅介護支援事業者が居宅介護支援を行うこととなる。また、月の途中で要介護者等が入院、死亡することもあり得る。ただし、このような場合に、居宅介護サービス計画費を日割りで請求することが出来るとしたときは、市町村における事業者交代日の確定業務、国保連における請求の突合業務などが煩雑となる。

このため、居宅介護支援業務は月を単位としてサービス調整を行うのが基本であることから、月末において当該月の居宅介護支援を調整した居宅居宅介護支援事業者に居宅介護サービス計画費を月単位で包括的に支払うこととしてよいか。

給付管理票(案)の記載例

(支援事業者・市町村→国保運) 給付管理票(その1)

訪問通所サービス給付管理票(平成 12年 4月分) (注1)

		_	保	険す	雪香	5号						保	険る	全	4	
				1	4	0	0	Х	х			0	Oī	市		
		被	保	食₹	畓	号					被	呆	貧者	氏	名	
										フリガ	ا ا			,		,
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0				\cap	_)))	a
 -		/ +	<u> </u>	月日			_	_	性	2 11	7 =		<u>○</u>	141	態区	/ _
├-				7				⊢	ĮĮ.	/715	-	₹ /	12	1/\	W IC	73
1	明	(**)					_	١,	_		1			A =-		
L		3	<u>年</u>	3	月	<u>17</u>	且		男	<u>)• 女</u>	<u> </u>		要 2) I	<u>§4</u>	
ij	問	通	折了	と総	狠	度	頦			限度	額適	用护	明間			
Г		1.	40	00	,	₹/	月	平	成				平	成		
		·	(注	E3)	Я	\	月)		1	2年	4月	~		1	2年	9月

作品	龙区分
1) 指定居宅介護支	
3. 自己作成	
支援事業所番号	1 4 3 4 5 6 7 X X X
居宅介護支援 事業者事業所名	○○ケアセンター △△△事業所
居宅介護支援 事業者事業所 所在地連絡先	〇〇市〇〇1-1-1 XXX(XXX)XXXX

訪問通所サービ	<u> </u>				
舌宅サービス 事業者事業所名	事業所番号 (県番号一事業所番号)	指定/基準該当等 サービス識別	サービス種類名	サービス種類 コード	給付計画点数
HHH事業所	14-123456XX	指定・基準該当等	訪問介護	11	400点
KKK事業所	14-123457XX	指定・基準該当等	訪問介護	11	270点
222事業所	14-123458XX	指定・基準該当等	訪問君護	12	320
XXX病院	13-012345XX	指定·基準該当等	通所リハビリテーション	16	300 /
AAA事業者	14-912345XX	指定 基準該当等	福祉用具貸与	17	10 🖯
		指定・基準該当等			
		指定 - 基準該当等			
		指定・基準該当等			
			指定サービス分小	計	1,290
当月合計			基準該当等サービ	ス分小計	10,
			合計		1,300

^{*} サービス種類コード及び支給限度額点数・給付計画点数は、あくまでも記載例として提示しているものであって、確定したものではない。

⁽注1) 月の途中で居宅介護支援事業者が変更になった場合は、居宅サービス計画を引き継ぎ、月末時点の支援事業者が提出する。

⁽注2) 自己作成の場合は、居宅介護支援事業者事業所名及びその番号は記載不要である。

⁽注3) パウチャ等利用があり、訪問通所支給限度額の事前切り分けがある場合は、()内にその利用分を記載する。

サービス提供票(案)の記載例

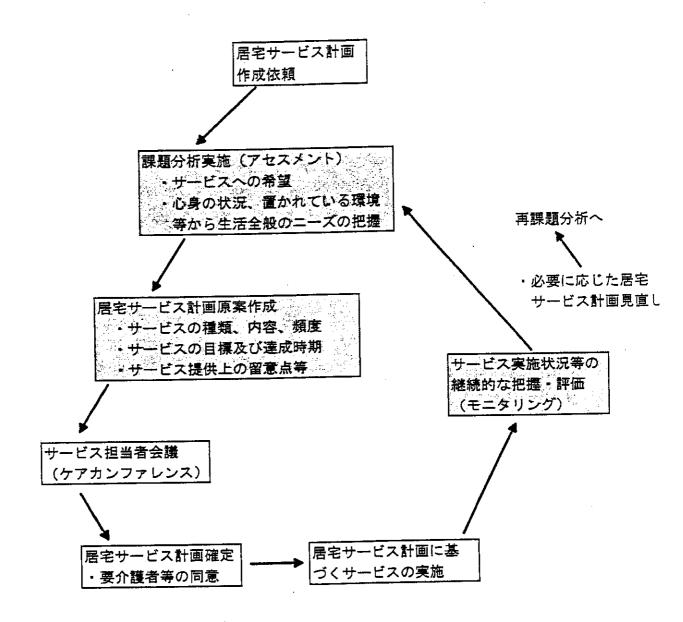
支援事業者→	ナーヒス事業を	者) サ	一ビス提供票	(平成 12年	4 ,						٦										(注1	١			<u> </u>	完	· 字	>	· E	請日	中
保険者番号		1 4		保険者名		С	0	市									(注						<i>,</i>		_				<u> </u>		нг.	3 1
			;	フリカナ													_			.	1 4		_) FE			111	I	
被保険者番号	₹ .	1 2 3 4 5	7 8 9 0	被保険者氏	名	<u>C</u>	0		00	0			護		退区	分	要		護4 短				븨		34				7日 での	性;	5IJ) 女
被保険者住所	if	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-1-1	電話番号 XXXX	(XX):	xxxx					1	ひん	服	度	預 1	,40	00 <u>a</u>	/月	支	給用	良度	額	2	! E	/期						日数	0 1
		〇〇ケアセンタ		居宅介護支				T	T			į		**		1	乍成	()	新)												
居宅介護支持	友争来白			事業所番号	A T	- ^ -		١,	4	3	4	5 6	5 7	χÌ	x >	- 1 '	-	-		-				平	戍	1	24	Ŧ	4.	月	1日	
事業所名			尹未[7]	中米の 田 つ					'∐'	ľ	1	ĬÌ.	1		`\ `	Ì		_										•				
介護支援専門員		ΟΟ ΔΔ	サービスコード	ユト ピラ油 巻き					<u></u>	<u>ئــا</u>		100	及び	- ##	(i±3	<u> </u>												-		<u></u>		
(e) (t) at 80 au		サービス内容	上段:種類コード		- 71	2 3	4	5	6 7	8!	9 1	n 1	1 12	13	14 1	5 1	6 17	18	19	20 2	1 2	23	24	25	26	27 2	28 2	9 30	31	合計	単位	給付
是供時間帯	基準該当等	上段:サービス種類名 下段:サービス項目名	下段:極翔コート	学术のセ	ΞŻ	前屏	认	水 オ	金	ݱΧ	a) i	並	*	末	金	L KE	月	火	水	★ 🖠	<u> </u>	(月	火	水	木」	à (f	<u>)</u>		回数	点数	点数
7:00 —	指定	訪問介護	11	HHH事業所			1		1				1	1				1	1	1				1		1				8	10	8
8:00		家事援助1(早朝)	11	HHH事業所	11	+	\vdash	-	╅	 	+	+	+		-†	+	+	П		+	-				_	7	T	T	\Box	3	15	4
9:00 - 10:00		訪問介護 家事援助2	221	口口口等未以		ļ			1_								1			_		1_		_	4	4	\bot	1		<u> </u>		<u> </u>
9:00 −	指定	訪問介護	11	HHH事業所												į	į			Ì	İ				ł	١		1			20	2
10:00		家事援助2	11	HHH事業所	╁╌╁	- -	╁╴	1	╁	1	- †	+	11			1	1		1	1		1			1	1	Т	Т	\Box	4	20	8
10:00 - 11:00	指定	訪問介護 身体介護2	121	10.01-7-7-77					1_		i_					_						<u> </u>			ļ	_ļ	┵	1	<u> </u>	L	 _	
11;00 10:00—	指定	訪問介護	11	HHH事業所		1	1		1		1					Į					1	1			į	ł	į		1	4	1 25	10
11:00	1	身体介護2	122		Ш		┶	! . -	- -	4-1	-		-	\vdash			+	1	\sqcup			┼	-	 			- -	+	┿	 	3 25	7
10:00-	指定	訪問介護 身体介護3	111	HHH事業所			1		Ì			1															\perp	Ĺ		<u> </u>	1	
12:00 10:00-	指定	通所りハヒリテーション	16	XXX病院	1		1		T	1			-			ı				i	1		į			Ī	1	Ì	Ì	3	3 100	30
16:00		通所リハ3	131		$oldsymbol{\perp}$		_			4	_	_	- -	╄.	\sqcup	-	- -	<u> </u>	_	_	\perp	┷	╁_	l_l		-	-	+	┿	 -	46	
14:00-	指定	訪問看護	12	ZZZ事業所			1		1			İ	1	1		Ì	İ	1		1	į			1		1		1		*	B 40	32
15:00	1	訪問看護1	111		4-	- -	+	1	+	+		+	┪,	1	-		┪,	1	┯┦	-	+	, ,	 	1	-	-	1	+	-	27	7 10	27
21:00- 21:30	指定	訪問介護 巡回型	11 102	KKK事業所	1		1 1		1	' <u>'</u>		<u>'</u>	<u>'</u>	<u> </u>		1					_ _	<u>' </u>	<u> </u>	Ľ		_	<u> </u>	4	-		4 110	
	指定	短期入所療養介護 短期入所ケア3	22 315	YYY施設									-			-	1	1												<u> </u>	110	
	基準等	福祉用具貸与	17	AAA事業所	1	1	1 1	1	1	1 1	1	1	1 1	1		1	1	1	1	1	1	1 1	1	1	1	1	1	1	1			
	基準等	車いす(標準) 福祉用具貸与	113	AAA事業所	+-	-	+	++	+	+-		1	+	1		1	T				1	1 1	1	1	1	1	1	1	1		1	
	坐十寸	特殊複台	112				_	11	_			_	+	-	┝╼╂	\dashv	+	+	╁	-	+	-	+-		 -		 -	,	+	 		
	基準等	福祉用具貸与	17 115	AAA事業所								ļ				į					1	<u> </u>	1		1	1	1					
·		エアーバッド	 スコード及び支給			<u> </u>						-	tol 1	.1	-18 -	=1 .	711	ス±	<i>ውግ</i>	- ts	~~	T#:	<u></u>	+ +	~	- ا ج		_		Δ=	1 1 14	1,740

⁽注1)要介護認定結果に基づき作成したサービス計画であるときは「認定済」、要介護認定の申請中で暫定的なサービス計画であるときは「申請中」に〇印を付ける。(ただし、更新申請中は「認定済」に〇印を付ける)

⁽注2)指定居宅/基準該当等サービス議別: 指定居宅サービスの場合は「指定」、基準該当・離島等サービスの場合は「基準等」と明記する。

⁽注3)計画及び実績: 上段:支援事業者が計画を記入、下段:サービス事業者が実績を記入する。 支給限度額を超えるサービスなど保険給付の対象とならない部分については、日別の計画に△印等で明確に区分して記入する。

居宅介護支援



給付管理業務

- ・実際のサービスの利用状況等の把握
- ・月途中において計画との違い、本人の希望等を踏まえて計画を修正
- ・月単位に国保連に事業所ごと、サービスの種類ごとの点数等を記載した給付管理票

を提出

医强毒一介	0.00
11.4.26	030

【特別養護老人ホームの介護報酬設定のイメージとその構成要素】一たたき台一

〇 包括して評価する部分(地域差を勘案)

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

- ・介護職員・看護職員の人件費等
- ●上記以外の介護サービスにかかる費用
 - 介護支援専門員等の人件費等
 - 健康管理、機能訓練等経費
 - ・社会生活上の便宜に関する経費(行政事務の代行業務等)
- ●施設運営に関わる基本的な管理経費等
 - 人件費等(管理者、事務員等)
 - ・保守管理経費
- ・光熱水費・燃料費

・寝具・洗濯

・消耗品費・備品費

- ・清掃・消毒
- その他事務管理経費
- ●施設・設備整備の設置者負担分の償還費用相当
- (注) ここで言う「機能訓練」は、医師の指示を伴わない日常生 活動作等の訓練を示す。以下同じ。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5
I (3:1)	点	点	点	点	点
П (3.5:1)					
皿 (4.1:1)					

注) ・Ⅱは、ⅢからⅠへの移行促進のための措置

- Ⅱ (3.5:1) 、Ⅲ (4.1:1) の報酬は、時限的な措置とする。

+

〇 入所時の食事の費用

- ·人件費等(栄養士+調理員[or委託費用])
- 食材費
- 光熱水費
- 食器・調理器具等の消耗品・備品
- その他事務費等

- 1 基本的な取扱い
 - 報酬の単位 1日単位(現行措置費は、月単位)
- 2 各種加算の考え方
- (1)「介護報酬の主な論点と基本的な考え方(案)」で検討すべきとされたもの
 - 〇 機能訓練に関する加算

専門の機能訓練指導員を配置し、機能訓練の提供体制が強化されている場合の加算を設けてはどうか。

- 〇 入所時や退所時の加算
 - 入所時から一定(例えば1か月程度)の期間における施設への順応を援助する手間を評価し、初期加算を設けてはどうか。
 - ・ 退所時に在宅生活(養護老人ホーム、ケアハウス等を含む)へ円滑に移 行するために必要な在宅復帰のための訓練や地域等との連絡調整を行った 場合の加算を設けてはどうか。
 - ・ 同様に、退所時前後の入所者の在宅生活の場所へ訪問し、相談・援助を 行った場合の加算を設けてはどうか。(老人保健施設の訪問時施設療養費 並び)
- 〇 離島等の小規模施設に対する加算

離島、山村、過疎地域並びに大都市及び人口の集中の特に著しい都市の 区域に設置されている小規模特別養護老人ホームの施設に対する運営面で の加算を設けてはどうか。

※ 小規模施設については、加算で行わず、包括報酬に小規模型として加える手法も考えられる。

(2)上記以外の加算

〇 常勤の医師を配置している場合の加算

入所者の健康管理及び機能訓練を行う上で、常勤の医師を配置して体制 の強化を行っている場合に現行と同様の加算を設けてはどうか。

〇 精神科医の療養指導を行っている場合の加算

痴呆の高齢者等に対し、定期的(月2回)に精神科医による療養指導を 行っている場合に現行と同様の加算を設けてはどうか。

- 3 その他の報酬面での評価
 - 〇 入所者の生活の場としての保証に関する報酬
 - 外泊時や短期入院時における報酬入所者の外泊や短期間の入院(検査入院等を含む。)をした場合の生

活支援に要する経費や設備維持に関する経費に相当する部分を報酬上評価してはどうか。

- 短期的な入院以外の場合であって、3ヶ月を超えない入院の場合については、再入所時のベッドが確保できるよう介護報酬面で配慮してはどうか。
- 再入所時に、その前後の入所者に対する各種の援助等を行うなどの手間を勘案した加算を設けてはどうか。
- 〇 入所定員に関する考え方

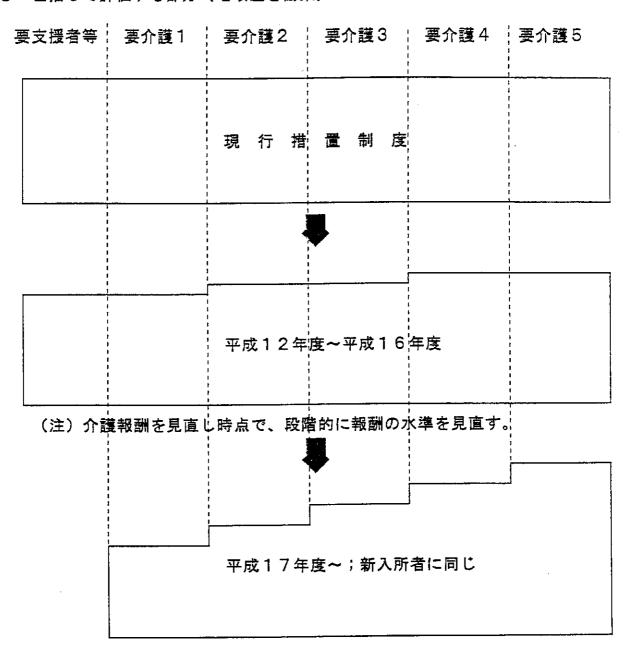
現行措置費のような入所定員別(29区分)の費用の額でなく、特別養護老人ホームの現状を踏まえ、標準的な定員実態をベースとした単一の報酬としてはどうか。

○ 介護職員の夜間の勤務体制等に対する報酬上の評価 夜間の介護サービスの体制及び防災上の安全等を確保するため、現行と 同様の介護職員の勤務体制等について、入所者数に応じた一定の配置要件 を設けるべきではないか。

Z	=	書	0.4.0	
1	1.	ô.	14	049

【特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置に伴う介護報酬設定のイメージとその構成要素】-たたき台-

〇 包括して評価する部分(地域差を勘案)



+

〇 入所時の食事の費用

- ·人件費等(栄養士+調理員 [or委託費用])
- ・食材費
- 光熱水費
- 食器・調理器具等の消耗品・備品
- ・その他事務費等

〇 加算等

- · 機能訓練体制加算
- ・退所時の加算
- ・離島等の小規模加算
- ·常勤医師配置加算
- •精神科医療養指導加算

【包括部分の設定イメージ】

	要支援等・要介護1	要介護2・3	要介護4・5
I (3:1)	点	点	点
П (3.5:1)			·
皿(4.1:1)			

- 注)・Ⅱは、ⅢからⅠへの移行促進のための措置
 - Ⅱ (3.5:1)、Ⅲ (4.1:1)の報酬は、時限的な措置とする。

1 基本的な取扱い

- ※ ____下線部分が、旧措置入所者にかかる介護報酬に関するもの その他の事項については、介護老人福祉施設の報酬の考え方に同じ
- 報酬の単位1日単位(現行措置費は、月単位)

○ 介護報酬の体系

- ・ この特例措置は、現行措置制度によって特別養護老人ホームに入所した高齢 者について、その利益の保護を図りながら、介護保険制度への円滑な移行を目 指す趣旨から設けられたものである。
- <u>したがって、特例措置に係る介護報酬の設定にあたっては、次のような観点</u>からの検討が必要と考えられる。
 - (1) 旧措置入所者の利益保護の観点

旧措置入所者(特に、要介護認定で「自立」や「要支援」などとされた者) が不当に不利益な取扱いを受けることがないようにする観点から、介護報酬 は、当初はできる限り要介護状態別の格差を設けない方が適当ではないか。

(2) 介護保険への円滑移行の観点

一方、5年後に介護保険へ円滑に移行するためには、平成17年度までの 間に段階的に介護保険の本来制度に近づけていくような取扱いが必要ではないか。

(3) 特養の安定的運営の観点

また、この特例措置によって、特養の運営が不安定になったり、逆に、過 大な利益が生じることがないようにすることが重要ではないか。

・ こうした趣旨を踏まえ、介護報酬については、要介護状態を3段階程度に包括するとともに、平成16年度末までの間にも段階的な見直しを行うことでよいか。

2 各種加算の考え方

〇 機能訓練に関する加算

専門の機能訓練指導員を配置し、機能訓練の提供体制が強化されている場合の加算を設けてはどうか。

〇 退所時の加算

退所時に在宅生活(養護老人ホーム、ケアハウス等を含む)へ円滑に移行するために必要な在宅復帰のための訓練や地域等との連絡調整を行った場合の加算を設けてはどうか。

- 離島等の小規模施設に対する加算

離島、山村、過疎地域並びに大都市及び人口の集中の特に著しい都市の 区域に設置されている小規模特別養護老人ホームの施設に対する運営面で の加算を設けてはどうか。

※ 小規模施設については、加算で行わず、包括報酬に小規模型として加える手法も考えられる。

(2)上記以外の加算

- 〇 常勤の医師を配置している場合の加算 入所者の健康管理及び機能訓練を行う上で、常勤の医師を配置して体制 の強化を行っている場合に現行と同様の加算を設けてはどうか。
- 精神科医の療養指導を行っている場合の加算 痴呆の高齢者等に対し、定期的(月2回)に精神科医による療養指導を 行っている場合に現行と同様の加算を設けてはどうか。

3 その他の報酬面での評価

- 〇 入所者の生活の場としての保証に関する報酬
 - 外泊時や短期入院時における報酬
 入所者の外泊や短期間の入院(検査入院等を含む。)をした場合の生活支援に要する経費や設備維持に関する経費に相当する部分を報酬上評価してはどうか。
 - 短期的な入院以外の場合であって、3ヶ月を超えない入院の場合については、再入所時のベッドが確保できるよう介護報酬面で配慮してはどうか。
 - 再入所時に、その前後の入所者に対する各種の援助等を行うなどの手間を勘案した加算を設けてはどうか。
- 入所定員に関する考え方 現行措置費のような入所定員別(29区分)の費用の額でなく、特別養 護老人ホームの現状を踏まえ、標準的な定員実態をベースとした単一の報 酬としてはどうか。
- 介護職員の夜間の勤務体制等に対する報酬上の評価 夜間の介護サービスの体制及び防災上の安全等を確保するため、現行と 同様の介護職員の勤務体制等について、入所者数に応じた一定の配置要件 を設けるべきではないか。
- 利用者負担については、介護費分と食費分との合計額が現行の措置に要する費用の徴収額を大きく上回ることがないよう、介護費に係る利用者負担の割合に関し、段階的な激変緩和措置を講じることでよいか。

【介護老人保健施設の介護報酬設定のイメージとその構成要素】一たたき台ー

〇 包括して評価する部分(地域差を勘案)

要介護5 要介護5 要介護4 要介護2

要介護1

- 看護職員・介護職員の人件費等
- ●上記以外の介護サービスにかかる費用
 - 介護支援専門員等の人件費等
 - ・投薬等の基本的な医療の経費
- ●施設運営に関わる基本的な管理経費等
 - 人件費等(管理者、事務員等)
 - 保守管理経費
- ・光熱水費・燃料費

・寝具・洗濯

・消耗品費・備品費

- ・清掃・消毒
- ・その他事務管理経費
- ●減価償却費用(施設・設備整備等)

	要介護1	要介護 2	要介護 3	要介護4	要介護 5
I (3:1)	点	点	点	点	点
п (3.6:1)					

注) I(3.6:1)の報酬は、時限的な措置とする。

〇 入所時の食事の費用

人件費等 (栄養士+調理員 [or委託費用])

食材費

光熱水費

食器・調理器具等の消耗品・備品

その他事務費等

- 1 基本施設療養費についての取扱い
 - 〇逓減性
 - → 廃止。(ただし、初期加算を新設)
 - 〇報酬の単位
 - → 1月単位から、1日単位に変更。
- 2 各種加算等の考え方
 - 〇リハビリテーションに関する新たな加算

基準以上の理学療法士、作業療法士等が配置され、リハビリテーションの 提供体制が強化されている場合に加算してはどうか。

〇入所当初の加算

入所時から一定(例えば、1ヶ月程度)の期間における施設への順応を援助する手間を評価し、初期加算を設けてはどうか。

- 〇痴呆性老人加算
 - → 要介護度による差に吸収。
- 〇痴呆専門棟加算
 - → 設備整備の減価償却部分のみ評価。職員の加配の評価部分については 要介護度による差に吸収。
- 〇外泊時施設療養費(現行のまま)
 - → 継続。日数の上限(現行では、1月に3日以内)については、要検討。 特養との間で整合をとる必要がある。
- 〇退所時施設療養費

退所時情報提供、退所時指導、退所時在宅療養情報提供については、退所時のサービスとして1つにまとめて評価してはどうか。他の施設との整合をとる必要がある。

退所時老人訪問看護指示については、継続

〇訪問時施設療養費

退所前訪問指導、退所後訪問指導

- → 退所の際の訪問指導として、まとめて評価してはどうか。他の施設と の整合をとる必要がある。
- ○緊急時施設療養費
 - イ 緊急時治療管理
 - → 継続
 - ロ 特定治療(医療行為のうち限定されたものについて算定)
 - → 継続
- 注)「リハビリテーション」は医師の指示のもとになされる診療補助行為としての医学的リハビリテーションを指す。

医福毒一介	
11.5.31	046

【介護療養型医療施設の介護報酬設定のイメージとその構成要素】一たたき台ー

要介護3

○ 包括して評価する部分(地域差を勘案)

要介護 5 要介護 4

要介護 2

要介護1

- 看護職員・介護職員の人件費等
- ●上記以外の介護サービスにかかる費用
 - 介護支援専門員等の人件費
- ●基本的な医療の提供経費
 - ・検査、投薬、注射、一部の処置等の費用*注1
 - ・医師による医学管理の費用*注2
- ●施設運営に関わる基本的な管理経費等
 - 人件費等(管理者、事務員等)
 - ・保守管理経費
- ・光熱水費・燃料費
- ・寝具・洗濯
- 消耗品費・備品費
- ・清掃・消毒
- ・その他事務管理経費
- ●減価償却費用(施設・設備整備等)
- *注1 老人性痴呆疾患療養病棟にあっては、精神科専門療法以外が包括されている。
- *注2 診療報酬においては、入院時医学管理料として算定され、逓減制が設けられている。
- 入院時の食事の費用

人件費等(栄養士十調理員 [or委託費用])

食材費

光熱水費

食器・調理器具等の消耗品・備品

その他事務費等

- 加算(出来高等)
 - ・療養環境に関する加算
 - ・その他の退院指導等に関する加算 等
 - ・介護保険給付の対象となるリハビリ、簡単な処置・手術等

<療養型病床群・介護力強化病棟>

			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
I 看護 介護	6:3:	1	浜	点	点	点	点
I 看護 介護	6 :	1		·			
Ⅲ 看護 介護	6 5	1					
IV 看護 介護	6:	1					

<老人性痴呆疾患療養病棟>

			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
I 看護 介護	6 6	1 1	点	点	点	点	点
I 看護 介護	6 8	1 1					

^{*}川については、経過的なもの

<診療所療養型病床群>

	要介護↑	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
I 看護 6:1 介護 6:1	点	点	点	点	点
II (看護、介護) 3:1*				,	

^{*}ただし、そのうち1人については看護職員

^{*}川については、経過的なもの

1 基本的な考え方

- 逓減制
 - 廃止。(ただし、初期加算を新設)
- 報酬の単位診療報酬と同様に、1日単位で評価。
- 〇 職員体制
 - ・介護療養型医療施設に関し、現在、診療報酬で評価されている看護・介 護体制についてどう考えるか。
 - ・医療提供施設である老人保健施設との介護職員のバランスをどのように 考えるか。
 - ・医師の配置については、医療法施行規則での小規模病院に関する特例により緩和された医師配置となっている医療機関については異なる取扱としてはどうか。

2 各種加算等の考え方

- 加算については、出来る限り整理を行い簡素化する。
- 療養環境に関する加算(病院 4 区分、診療所 2 区分)については、類型を 整理してはどうか。
- 現在、診療報酬においては、夜間勤務等の看護体制に関する加算が設けられているが、こうした体制確保をどのように評価するのか。
- 退院時等における訪問や指導については、項目を簡素化した上で、加算として評価することとしてはどうか。

3 各種出来高の考え方

- 「処置」、「手術」等における医療保険と介護保険の区分けは次の2つの 原則に従うものとする。
 - ・長期療養に対応する日常的な医療行為は介護保険請求
 - ・長期療養では頻度が少なく複雑な医療行為は医療保険請求
- 現行の診療報酬においては、「画像診断」、「処置」等については、請求 に伴い、薬剤料、フィルム代等の請求が生じるが、介護保険から給付される ものについては、出来る限り包括化等を行い簡素化する。なお、重症皮膚潰 瘍に対する医学管理については、診療報酬上加算が設けられている。
- 介護保険では、維持期のリハビリテーションとして、生活動作にかかわる リハビリテーションを中心に出来高で評価を行う。
- その他の医療行為については、原則、医療保険で請求する。
- *「リハビリテーション」は医師の指示のもとになされる診療補助行為として の医学的リハビリテーションを指す。

- 4 その他
 - 報酬の水準については、介護を主たる目的とした長期療養を前提としたものとし、介護保険適用の療養型病床群の平均在院日数等を考慮したものにしてはどうか。
 - 例外的な指定の取り扱いとされている病室単位の指定について、療養型病 床群等の指定が 2 病棟以下の場合に適用してはどうか。